



Title	補償の政治領域 : The Political Field of Reparations
Author(s)	ジョン, トーピー; 吉田, 邦彦//監訳; 角本, 和理//訳
Citation	北大法学論集, 66(5), 107-127
Issue Date	2016-01-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60602
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no5_06.pdf



講
演

補償の政治領域

—— The Political Field of Reparations ——

ジョン・トーピー (講演)

[John TORPEY]

吉田 邦彦 (監訳)

角本 和理 (訳)

一．はじめに

第二次世界大戦におけるヨーロッパ系ユダヤ人の大量虐殺に関して、補償が支払われ、膨大な記憶構築〔事件に関する多数の証言の集積など〕の結果を機縁に、近年、「過去と折り合いをつける」という課題が、ヨリ望ましく民主的政治的・社会的関係形成への進歩のための決定的な要素であるとされるに至っている。この、「過去との対話」に向けての広範な潮流と対応して、過去に国家などに不法に侵害されたものに対する「補償」(reparations)⁽¹⁾がなされるべきであるという期待が広く共有されるようになってきている。

二〇世紀のヨーロッパの歴史や一般的な外交問題に詳しい者にとつて、ここで「補償」の語の使用が新奇な試みであることは直ちに明らかとなるだろう。せいぜいここ二十年より前には、国際紛争において補償の語は、ある国が紛争・戦争で生じた損害の賠償として他の国に対して支払わなければならない義務〔注…傍点訳者〕として言及された〔にすぎない〕。「一方で、」この用語の現代的な使用法は、人々の（基本的）人権の蹂躪を修復する努力の意味であり、それが全く新しいもので、それはまた、人間的な社会生活についての考え方の重要な変化を反映している。

以下では、人権侵害の「被害者個人に対する」補償の要求の今日における普及と、その要求が含意するものについて考察し、さらにこの新たな展開の諸要因を探索する。本稿の主たる主張は、人権侵害に対する「現代的な意味での」補償の期待の出現は、第二次大戦後の国際問題の法化、つまり、国際的な政治問題が法的問題に段々と変容することから生じているということである。そしてその「法化」の意味は広く理解されなければならない、単に法的な舞台を厳密に指すのみならず、準司法的な機構のほとんど全てを含めており、例えば、真実和解委員会、争いがある事実を確認する歴史法廷、国際刑事裁判所などにも及ぼしている。国際問題の法化の分析において、私は、マイケル・マンが明らかに

した⁽¹⁾社会的力(social power)の四つの領域に即して法化の発展を考察する。その四つの領域とは、思想的(ideological)、経済的(economic)、軍事的(military)、政治的(political)領域である。そして最後に、広い意味での補償要求や人権実現に関して、我々が向かうところを示して、本稿を締めくくる。

二．人権蹂躪補償というアイデアの制度化

「人権侵害に対する」「補償」のアイデアの現代的普及は、多くの地域で進行し、とくに中国における『08憲章』⁽¹¹⁾でさえも反映されていることから窺える。それは、二〇〇八年に中国のリベラルな団体によって伝播された文書で、「法の支配」に統治されたヨリ民主的な政治秩序のための多くの要求を提出するものである。08憲章は、そのほかの場合でもなじみある言葉で、「関係和解における真実」を要求している。

我々は、過去の政治運動における政治的ステイグマに苛まれたり、思想や言論や信条の故に犯罪者としてラベリングされたりした者たち及びその家族の名誉回復をしなければならぬ。国家はこれらの人々に補償をしなければならぬ……。過去の不正義や虐殺・非道についての事実を発見し、その責任を決定し、正義を追求し、それに基づいて、社会的な関係和解を求める責任を負った「真実調査委員会」が必要である⁽²⁾。

明らかに、これらはすべて、いわゆる大躍進政策の間に起きた世界史上おそらく最も酷い飢饉や、文化大革命に伴う残虐行為、一九八九年の天安門事件によって引き起こされた殺戮や逮捕監禁を踏まえたものであり、現代の中国におい

てはかなり急進的な要求である。とはいえ、過去と折り合いをつけるという要求は、民主主義国家においても必ずしも常に成功してきたわけではないけれども、それを合理的に期待できるのは民主主義においてだけである。つまり、これらの要求は中国では近いうちには達成されそうにはない。

中国の08憲章における、過去と折り合いをつけるための要求の様々な要素は、国連の「人権侵害の被害者に対する」「補償」(reparation)の定義——それは、「金銭賠償」(reparations)の意味ではない——がいくつかの異なった次元をもっていることを思い起こさせる。数年にわたる議論の末二〇〇五年十二月に採択された、「重大な国際人権法違反および深刻な国際人道法違反の被害者のための救済と補償を受ける権利についての基本原則及びガイドライン」(The Basic Principles and Guideline on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law)⁽¹¹⁾(以下「ガイドライン」とする)は、これらの悪事の被害者は以下のような方式の「補償」の権利を有するべきであるとしている。

- ・ 原状回復 [restitution]
- ・ 賠償 [compensation]
- ・ 社会復帰・リハビリテーション [rehabilitation]
- ・ 満足 [satisfaction]
- ・ (不正義の) 繰り返しの防止の保証 [guarantees of non-repetition]

これらのうち二つしか経済的(金銭的)な考慮に関わっていないことに我々は留意しなければならず、そのうちの「原

「状況回復」ですら、国連が定義したものとしても、金銭とは比較的関連がない。「原状回復」という用語は、ガイドラインにおいては、「自由・人権の享有・アイデンティティ・家族生活・市民権（公民権）の原状回復、居住地への帰還、仕事への復帰、そして財産の返還」として定義されているのである。また、「リハビリテーション」は主に必要な医学的、法的、社会的なサービスの提供に言及しており、「繰り返し防止」は、攻撃の回帰的発生を抑える制度的な変革に言及する。さらに「満足」という、より理解しづらい観念は、不正義の背後の事実の証明や開示、不正の犠牲者名を明らかにし、謝罪、そして犠牲者の供養など、様々な手段を意味する。従って、真実委員会は、過去と折り合いをつけるために好まれる牽引車であるので、「満足」の範疇に概して位置するだろう。同委員会は過去と折り合いをつけ、過去の不正義に対する補償を為すための象徴的な地位を呈するようになってきており、世界各地に波及してきた。⁽⁴⁾ 合衆国においては、近年の（現在進行中の）金融危機による経済的な危害に注意を喚起する真実委員会の創設が宗教的指導者によって試みられているのである。

つまり、「補償」の語は、（そのスペルが、単数形（reparation）であれ、複数形（reparations）であれ）国際法や人権の用語法において様々な意味を持つており、金銭賠償に関係のある部分は比較的小さいのである。この事実、補償請求する者が、しばしば「お金の問題ではない」ということにも対応している。このような者にとっては、非経済的な補償で十分なのである。しかしながら、「補償」の語は従来のいくつかの過去の悪行に対する、金銭賠償と広く結び付けて理解されることも確かである。とくに合衆国では、「奴隷制補償」がある種金銭的補償を伴うものと一般に考えられているから、そういえるであろう。真に、アフリカ系アメリカ人のための補償の擁護者は、主として奴隷制や人種差別的経済的結果に焦点を合わせてきた（傍点訳者）。そしてそれ故に、彼らは、今日のアメリカで経済的に最も不利な立場にある黒人たちの状況を改善する、補償の在り方に注視してきた。「だから」この運動は補償の非経済的な

側面とはほとんど関係がない。「しかし、」こうした事例は、補償請求のヨリ広い領域の場面、例えば、国家やその他の主体から危害を加えられたため、被害生存者がそれらの主体に対して、改善を求めるような補償請求から見れば、例外的なものである。ガイドラインの言及する「補償」は、主として非人道的な扱いを受けてなお生存している犠牲者のためのそれを意味しており、比較的前に死んだ先祖になされた悪行の賠償を求める子孫のためのそれを意味していない。しかし、奴隷補償のケースは、非道な過去が今現在においてなお持続しているといえることを反映しているとも言える。^(iv)最近の、サウスキャロライナにおける人種差別主義者による九名の黒人礼拝者の殺害と、^(v)(黒人差別の象徴とされた)南部連合の旗の拒絶の波は、奴隷制の過去がアメリカ人の生活に忍び込んでいることを不幸にも思い出させてくれる。この悲劇の余波の最中において、あるコメンテーターが次のように提案した。⁽⁵⁾国を癒すにはシンプルな謝罪ではなかなかこの国(アメリカ合衆国)の傷を癒すには程遠いとした。確かに、謝罪は悪くはないが、アメリカの生活において奴隷制が作った——そして今なお作り続けている——傷を元通りにすることができずには、まだ道のりは長いといえるだろう。

三. 国際問題の法化とその諸要因

これらすべての補償の議論はどこからやってくるのか。補償の要求を生む文脈は様々だけれど、それらはすべて政治生活を法的方式に変容させるという共通の傾向の反映でもある。この傾向はおそらく、アレクシス・ド・トクヴィル(Alexis de Tocqueville)の『アメリカの生活に関する有名な旅行記』によつてはじめて明らかにされた。彼の古典的研究『アメリカの民主政治』の第一巻において、トクヴィルは以下のように書いている。「合衆国には、遅かれ早かれ司法の問

題として解決されない政治的な問題はおおよそない。」このことは、トクヴィルがこれを書いた当時の合衆国においては真実だったかもしれないが、その潮流は世界のその他の国々においては、第二次世界大戦後、国連及びその準政府的な (quasi-governmental) 組織の創設や、とくに冷戦の終焉以降まで、地歩を固めることはなかった。しかし、それ以降、この潮流は非常に迅速に広まった。法学者であるキャレン・オルター (Karen Alter) によると、一九八九年には六の常設国際裁判所があるに過ぎなかったが、現在では二五を超える裁判所が、全体として二万七千以上の法的決定を下している。⁽⁷⁾ 例えば、特別国際法廷は最近、リベリアの大統領であるチャールズ・テラー (Charles Taylor)^(vi) に対して、一九九〇年代のシエラ・レオネにおける残忍な軍事行動によって戦争犯罪や人道に対する罪を犯したとして、有罪判決を下した。一九九〇年代のボスニアにおける残虐行為について責任のある者たちや、ダルフルの残虐行為に対するスーダンの指導者オマル・バシール (Omar Bashir) など、指導的な戦争犯罪者の起訴は多くなされているが、テラーはこのような犯罪について有罪判決を受けた最初の国家元首である。これらは、様々な国際問題の法化の現象の一つである。明らかに、こうした事例は、国際裁判所や犯罪法廷、国際行政裁判所などといった名前を挙げれば、こうしたリストは膨大なものになる。

それでは、どのようにして法化のプロセスは起きたのか。本稿ではいくつかの要因について考察したい。それは、思想的、経済的、軍事的、政治的な要因に分けられる。

三ー一 思想的要因

一八九八年、社会学者エミール・デュルケーム (Emile Durkheim) は、ドレフュス事件^(vii)に関する文脈において、「個

人信仰」(cult of the individual) が近代社会に出現したと述べた。この点、彼は、その同胞であるトクヴィルがアメリカの共通善を台無しにする力として恐れた「個人主義」(individualism) に言及したのである。個人を個人として人間賞揚する、そのような個人信仰に言及したのである。「人の生や自由、名誉に対して、人生を賭す者は、個人崇拜者がその偶像が冒瀆されるときに経験するのと同様の恐怖感をわれわれに植え付ける」とデュルケームは書いている。⁽⁸⁾確かに、アメリカにおける個人主義の問題に関するトクヴィルの懸念⁽⁹⁾にもかかわらず、デュルケームもまた、社会的組織の伝統的な形式からの、ヨリ自律的な個人が突き抜けることにより、新しい類型の人間連帯に繋がるだろうことを見て取った。この新たな連帯意識には、封建制度下のように個人に対する忠誠はあまりなく、人間性全般に対する誠実さが見受けられるとする。この新種の連帯概念は、普遍的な人間の救済というキリスト教徒の考えの世俗化した形態としてみる見解はありうるし、確かにそれは支持できる。いずれにせよ、この個人信仰というアイデアには、個人の神聖化および自身の人格は守られるという観念が必然的に伴った。換言するならば、それは人権思想を必然的に伴ったのである。人権思想は、フランス革命及び人権宣言「人間と市民の権利の宣言」の心臓部であり、ここから、フランス人の権利や人間一般の権利は同時に一つの文書で宣言できるとする。しかし、第二次世界大戦におけるヨーロッパの経験をもとに、ハンナ・アーレント(Hannah Arendt)は、人権は国家法により保護実施されないかぎり存在しないものであることを示した。しかし同時に、人権侵害や人道に対する罪も、それらの行為がある所与の国家の境界内でなされる限り罰せられないことが、しばしば起きることもまた真実であると指摘した。⁽¹⁰⁾いくつかの国家は、国境内の人権の価値を強調し、その国境外の価値については、少なくとも言葉の上では肯定する。しかし、国家は常に偏狭な利害関係を持っている。国家間の特定の利害関係を超越するために存在するようになったのは、国連といった政府間の準国家的なもの(quasi-states)や、順を追って形成されていった、「ソフトロー(soft law)」⁽¹¹⁾としてとくに知られているものを奨励する準司法的

(quasi-judicial) な機構である。ソフトローはたいいてい、個人の取扱いや幸福に関する問題の望ましい状態についての非強制的な声明や原則を指している。人権蹂躪に対する補償のガイドラインもこのような声明である。これらのものが問題の望ましい状態をもたらすためにできることは多くはないが、それに従わないものを強く非難する基準を構築する。しかし、これらの声明や原則は今日の国際的世論の思潮の重要な部分を構成する。国連の議席につく国の指導者としては、普通は、民主主義の規範、法の支配、人権の尊重への支持を前提条件とする国際社会の善い地位にあるメンバーの一員であると見られることを望む。そして、現在と将来を人権達成のための唯一の適切な期間であるとみる者もいる反面で、多くの者は、過去を現在の不平等や不正義の起源とし、遠い過去の悪事の救済として現在を改善しようと考えているようになっている。このことから、これらの一見区別される時間的差異は混ざり合うようになり、その区分は難しいものとなるが、それにより、人によっては長らく忘れられていた事件についての救済要求を行う扉が開かれることにもなる。

三―二 経済的要因

人権思想と補償を促進する、経済的に起こった重要な変化は、工業が支配的であった時代から脱工業社会 (post-industrial society)^(ix) へと推移したことであった。工業社会 (industrial society) では、とくにその「フォードイスト (Fordist)」^(x) のそれでは、たくさんの交替可能な人員が詰め込まれた巨大な工場の創設を伴った。従って、労使闘争は通例、賃金や労働環境等に異議を唱える大勢の労働者をまとめ上げる、労働組合の形式をとった。ソヴィエト型の社会も、労働市場の排除にもかかわらず、おおよそこの組織の基本的な枠組に従っており、児童の保育から墓場の準備まで、多様な労働者のニーズに対応する巨大産業結合によって、工業社会の典型例となった。「しかし」一九八九年までには、この「フォ―

デリスト」モデルは、ちよつとしたアイデア商品が人々の生活様式を変容させる「サービス経済」の挑戦を受けて、葬り去られることとなった。

すなわち、電子・マイクロチップ革命は大量生産経済を圧倒し、少なくとも心理的には、人々はコミュニケーション・センターに変わった。コンピュータ化は、先進諸国世界においては、工場雇用衰退後に広く認められる、個人主義化に向けての動きを強化した。コンピュータやインターネットへの転換は、労働者階級の連帯意識や経済的正義に関する考え方を、顕著に空洞化させることとなった。今や、皆が皆コンサルタントやフリーランサー、企業家である（か、そうであることを期待されるよう）になったようだ。戦後フォードデリストとケインズ経済学の社会的取り決めに支持した中産階級の「黄金時代」⁽¹¹⁾は、合衆国やその他の国の事業者団体や保守的シンクタンクによる攻撃を受け、自由市場の原則や実践を望ましいとする、いわゆる「ワシントン・コンセンサス（Washington Consensus）」のグローバルな優勢に繋がった。団体的な労働交渉の協約でかつて可能とされた福祉の享受に換えて、労働者は徐々に先祖返りしていった。「そして一方では、」ますます新しいアイデアや新しいデバイス、新しいアプリが富を生むようになった。知的資本をもつこと、およびを重視することが、今日の秩序となった。これらの事情すべてにより、個人はヨリ市場に曝され、ヨリそのサービスに依存させられ、プライベートなニーズですら、それらに依存するようになった。⁽¹²⁾

このような事情を背景として、人権と補償の考え方（過去の悪事の賠償としてのそれ）は、ここ三〇年余りの間教養のあるエリートの感性を支配してきた、広義の「新自由主義（neoliberal）」と個人主義的な考え方に、対応するものがある。金銭的な補償が目的である限り、歴史的不正義の補償のアイデアは、コミュニティのメンバースhipというよりもむしろ個人の「デザート」（資格、属性）に価値を割り当てる、リーガルな考え方に適合する。それはまた、正義の公共観念よりも、「被害者の権利」志向の個人主義的な正義に向けての規律化の一般的な潮流に調和する。⁽¹³⁾過去の不

正義への補償のアイデアは悪いものであるというわけでは決してなく、国家的な包括的な公民権というよりも、ヨリ薄い市民権概念に向けての一般的な動きの一部として補償現象を捉えうることなのである。

多くの補償の請求者たちの中には、先住民、海外の植民地主義の被害者、奴隷の子孫といったグループのメンバーも含まれると定義され、かつて彼らを苦しめた者たちから非金銭的なものを求めようとする場合もある。しかし、その場合には金銭は、しばしば修復のための手段として、もし土地が収奪され、人々が殺され、文化が崩壊させられている場合などには、その後始末をするその他の方法がないのである。強制収容された（監禁された）日系アメリカ人たちは第二次大戦中の虐待について、合衆国政府に対して謝罪を要求し（そしてこれを得）たが、彼らはまた、アメリカがこの不正をただすことに真剣であることを明らかにする手段として、一人あたり二万ドルを得たのであった。

三―三 軍事的要因

軍事的な発展に関しては、大規模な徴兵制から、（減多に使われない）核兵器の威嚇、高度に職業化された奇襲部隊、戦闘の無人化・抽象化（例えば、ドローンやサイバー戦争^(xi)）の結合へとという、決定的な変遷が起きた。フランス革命は、「国民皆兵（*levée en masse*）」という、敵対者からその革命を守ることがフランス市民（シトワイヤン）の義務であるという考えを導入した。一般市民から募集され結成された市民軍という考えは、このように、近代の国民国家の一般的考え方となった。しかし、国家間の征服を目指した、大量の兵士による最後の軍事的衝突である第二次世界大戦は、従来型の軍隊の敗北及び先例のない殲滅力をもった核兵器の使用によって終結した。それ以降は、世界は、一方では「核拡散」問題、他方では内戦及びゲリラ戦争に傾注させられることとなった。ベトナム、ユーゴスラビア、ルワンダ、そして広

義の中東地域や北アフリカ地域に至るまで、様々な種類の「国内」戦争の蔓延ゆえに、国家間の戦争は明白に減少した。

世界の先進的な地域では、徴兵制は次々と廃棄され、多くの経済的にゆとりのあるメンバーは、軍隊生活への参加をほとんど想像できないという事態になってきた。他方で、世界の貧しい地域の住民たちは、軍人の略奪や兵役や国際警官への強制徴用に曝されることになった。その結果として、我々が伝統的に知っているタイプの戦争は、貧しく教育を受けてない人々によって担われ、ヨリよい放牧地や、有益な鉱物、密輸ルートの管理、あるいは伝統的な政府戦利品を求めて争われることとなった。戦争や残虐行為は、世界の繁栄している民主国家の人々にとっては、しばしば奇妙で理解しがたいものに見えるようになってきている。「にもかかわらず、いやだからこそ」この状況下では、無益な苦難を受けた者に補償がなされるべきであるということとは、戦争を遠い昔の野蛮人のすることであると思う人々に対しては言わずもがなであるように思われる。「そこでは」戦争や残虐行為がはびこる地域においては、人権侵害の被害者のための補償はなかなか得られないものであるという事実は、必ずしも議論の射程に入っていない。「だから」補償は被害者に得られるものだとは期待する者があるかもしれないが、様々の補償プログラムに必要な資力や政治的意思が欠けている場合に、どのように補償が実現されるのかは、明らかというわけではない。

三―四 政治的要因

人権規範のアイデアと過去の犯罪の賠償としての補償のアイデアの普及に際しては、ひとつの主要な政治的要因が、その他の要因を圧倒している。それはすなわち、第二次大戦後の国際問題におけるアメリカ合衆国の地政学的優越性である。イギリスやフランスと違って、戦後の合衆国は、広大な植民地帝国における、かつての宗主国に今後なるだろう

国家に対する植民地の多くの不平という重荷を負わされていなかった。合衆国は特に、最初の（イギリスからの）革命による脱植民地主義国家という自身の遺産に基づいて、世界の脱植民地化を支援することができた。また、合衆国は国際連合の創設に極めて重大な役割を果たし、冷戦構造の出現の影響のもとでジェノサイド（虐殺）の定義を厳密にナチの残虐行為に限定しようとするソヴィエト連邦の努力を拒絶するよう、国連を説得するのを援助した。⁽¹⁴⁾かくして、R・レムキン（Raphael Lemkin）^(註)によって概説されたジェノサイドのアイデアは、ソヴィエトが戦後初期の国際問題にもっと影響力を行使したならばありえないほどの注目を集めた。それでもなお、ソヴィエトの挑戦によって、それがない場合と比べて、アメリカは人種的不平等に対する顧慮に真摯に取り組むようになった。市民権や政治的権利の付与によって——通常の意味の補償が余儀なくされるというわけではないものの、——「積極的は正措置（アフーマティブ・アクション）」の措置が議論されるようになったのである。⁽¹⁵⁾「しかし」ポスト・ソヴィエト時代となり、アメリカの影響力がさらに高まると、第二次世界大戦やその他の過去の調査を可能とする記録保管所の開設につながり、とくに先の共產主義世界における不快な過去と折り合いをつけるための様々な要求を次々と促した。

人権と補償の請求の普及におけるアメリカの優越性の重要なもう一つの側面は、補償のための国際的な運動家が、世界の他の地域でなされた行為に基づく訴訟に対してアメリカの裁判所が受け付けるのに積極的（好意的）であるという利点を活かしたということである。例えば、「外国人不法行為請求権法（Alien Tort Statute）」^(xv)は、合衆国の裁判所が世界の他の地域でなされた恥ずべき犯罪のための訴訟の審理を行うことを可能にするものであるが、これは、本問題において重要なツールとなった。シエル・オイル社の活動を妨害したことで公訴されたナイジェリアの活動家は、彼らのリーダーであるケン・サロ＝ウィワ（Ken Saro-Wiwa）が一九九〇年代に殺されたときの和解を促進するためにこの法律を利用した。⁽¹⁶⁾このことは、何も合衆国が人権の記録という点から決して完璧だと言えるわけではなく、他の国々に言

葉の上だけで期待できても、対応できていない場合に、しばしば合衆国が対応することを余儀なくされたと言うわけがある。

しかしながら、世界におけるアメリカの影響力は弱くなってきており、合衆国は今や、勢力や吸引力に関する多くの異なった地域的中心を持つ世界に直面している。⁽¹⁷⁾ この変動する現実を反映する安全保障理事会の再調整を求める増大するプレッシャーに伴って、国際的な評議会においてますます大きな影響力を得ているBRICS^(xv)のような国々と、アメリカとの間の国際的な政策決定における同格性が、今後より大きくなると考えられる。しかし、シリア騒乱のケースからわかるように、ありうるかも知れないロシアや中国の支配によるグローバルな秩序では、人権や過去の不正義の補償が大きな注目を受けるようなものになりそうもない。ヨーロッパ諸国の間での人権への広範な支援は、確かに人権革命を維持するのに役立つっており、特定のケースにおける補償に対するプレッシャーにもなっている。しかし、ヨーロッパの影響はアメリカのそれと比べると限定されたままであり、予見可能な将来においても、ノルウェーやデンマークなどの人権保障に関して傑出した国を除いては、このままだろう。

四. むすびにかえて——補償の未来

これまでの議論は、人権蹂躪の被害者のための補償に関する新たな期待にいくつかの深遠な諸要因があることを示している。この補償観念は今や、少なくとも国連の「ソフトロー」のレベルでは、制度化された。この補償の用語は研究者やNGOの活動家や政治家の間では——必ずしも熱っぽく語られないにしても——よく知られるようになった。しかし《政治の法化》は、必ずしも確固たる地歩があるとして確立されているわけではない。例えば、アメリカ合衆国にお

ける奴隷制に対する補償の運動が、二〇〇一年九月一日の攻撃〔アメリカ同時多発テロ事件〕によって耐え難い打撃を受けたことは疑いがない。この運動は当時、重要な国民的関心を集めはじめていたにもかかわらず、アメリカ人の関心は急速にアルカイダや広域中東圏 (the greater Middle East) に移り、国内的な歴史的不正義の問題からは離れてしまった。それ以来この運動に関するよいニュースをあまり聞かなくなってしまった。しかし、それはアメリカの内政の問題であり、二〇〇五年の人権蹂躪の補償に関する国連のガイドラインの採択に示されているように、九・一一は補償請求の世界的な普及をほとんど頓挫させなかった。

それにもかかわらず、この例は、『政治の法化』がその美德の中に欠点を持っているという問題を示している。つまり、法化は政治問題を裁判所や準裁判所的な舞台に移し、それらは暴力的な衝突の鎮静に役立つのであるけれども、法廷や国連の審判室は所詮エリートの領分なのであり、性質上紛争現場の広い当事者を反映するとは限らない。例えば、アフリカ系アメリカ人に対する補償に関して、しばしば、裁判所が黒人の利益を助長する重要な舞台となってきたと言われる。金銭的な補償を追求する活動家が示したように、彼らを支持する裁判所の判決はより広い立法的な圧力を引き起こすのに役立った。しかしこのところ黒人のための補償が、政治的なサポートをあまり受けていないのは、おそらく部分的には、賠償の分配に必然的に伴う複雑性のゆえであろう。ワシントンD.C.の博物館地区（モール）に作られたアフリカ系アメリカ人の歴史・文化に関する新しい国立博物館に関して、主として経済的な意味での人種的不平等を憂慮する者にとって、その点での改善がなされると考えることはないであろう。

また、大規模な残虐行為のケースにおいては、しばしば、戦争で疲弊した経済の再構築や、それ自体で機能する政治的・司法的システムの創設の試みがなされている場合に、補償メカニズムが構築できるかという実践上の問題がある。チャールズ・テーラーの判決の後に、この裁判はアフリカにおける「デモンストレーション効果」の限られた、遠く離

れたハーグにおいてなされるよりも、アフリカにおいてなされた方がよかつただろう、と主張した者がいた。彼らはまた、その訴訟において使われた多大なコスト——数年にわたる二億五千万ドル以上の費用——はシエラ・レオネの再建に支払われた方がよかつただろうと指摘した。最も問題なのは、この判決が、悪党の起訴の限定に関する「国際社会」の新たな批判を生んだことである。このような国際司法機構を設立歴史的役割にもかかわらず、批判者は、アメリカの利益に反することになるかもしれない紛争指導者の起訴は、特別法廷のためのアメリカの資金の打ち切りという結果をもたらずだろうと注意を喚起する。

選挙は時として不正が行われる一方で、たしかに、正義が権力のある者の選好によって汚染される危険も常にある。国際政治の法化は、人権蹂躪の被害者は色々な種類の補償に値するとの観念の確立の助けとなった。しかし、政治問題の法化によっても、必ずしも補償の観念を効果的に実現することができず、率直にそれだけの保護価値があると思われる「人権侵害の」補償の要求さえも、国内的レベルでも、国際的レベルにおいても、実際のところいつまでも「政治的な対立」問題に晒されることとなる。国際紛争や過去の不正義を取り扱うための法的機構の普及は、人権問題の処理の前進を意味する。しかし我々は、政治の継続以外に、何か手段があるなどと思ひ違ひをすべきではない。

最後に、過去の悪事にはどうしても元通りにできないこともある。かつてある著者が述べたように、「⁽²⁰⁾殺害された人々は、事実、殺害されたのである (The slain are truly slain)。」彼らを生き返らせることはできない。金銭は助けとなるだろうが、しかし、生命の意義を求める生き物としては、「過去に関する」弁明 (explanation) がより重要となるだろう。犠牲者のみがどちらが自身にとって重要であるかを決定することができる。そして、彼らはしばしば粉々となったものすべてを無傷な状態にしようとする努力に満足しないだろう。

【訳注】

- (i) 日本における民法学的見地からの「補償」問題に関する論考としては、吉田邦彦教授による一連の著作があげられる。例えば、同「いわゆる『補償』問題へのアプローチに関する一考察（上）（下）——民族間抗争の不法行為の救済方法（日米比較を中心として）」法律時報七六巻一号、二号（二〇〇四）（同・多文化時代と所有・居住福祉・補償問題（有斐閣、二〇〇六）に所収）、さらにはその発展としての、同「戦後補償の民法的諸問題（特に、「従軍慰安婦」（日本軍慰安婦）問題）」判例時報一九七六号、一九七七号（同・都市居住・災害復興・戦争補償と批判的「法の支配」（有斐閣、二〇一一）に所収）、同・アイヌ民族の先住補償問題——民法学の見地から（さっぽろ自由学校「遊」、二〇一二）（同・東アジアの民法学と居住・災害・民族補償（前編）（信山社、二〇一五）に所収）等参照。
- (ii) 08憲章の英語翻訳としては、注2参照。
そのほか、中国語（繁体字）のものとしては、「零八憲章全文」〈<http://08charter-tw.pbworks.com/w/page/661827/%E9%9B%B6%E5%85%AB%E6%86%B2%E7%A0%E5%85%A8%E6%96%87>〉（最終アクセス二〇一五年七月一日）。
また、日本語のものとして、例えば「08憲章全文（日本語）」〈<http://www.a-daichi.com/freetibet/charter08/>〉（最終アクセス二〇一五年七月一日）。
- (iii) 元の原文として、Theo van Boven, *The Basic Principles and Guideline on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law* 〈http://legal.un.org/avl/pdf/ha/ga_60-147/ga_60-147_e.pdf〉（最終アクセス二〇一五年七月一日）。
- (iv) このあたりは、トビー教授の補償に関する分類、すなわち『《経済的・反システムの補償》（anti-systemic/ economic reparations）と《象徴的・歴史刻印的補償》（commemorative/symbolic reparations）と』という補償の分類論（そして奴隷補償は前者とされ、日系アメリカ人の補償などは後者とされる）を念頭に置かれている。この分類論については、JOHN TORREY ED., *POLITICS AND THE PAST: ON REPAIRING HISTORICAL INJUSTICES* (Rowman & Littlefield, 2003)10-1, do., MAKING WHOLE WHAT HAS BEEN SMASHED: ON REPARATIONS POLITICS (Harvard U.P., 2006) 54- 参照。
- (v) 二〇一五年六月一七日夜に、サウスキャロライナ州チャールストンのエマニュエル・アフリカン・エписコパル（監督派）教会というアフリカ系アメリカ人の教会で、人種差別主義者の二一歳の白人が、そこでの聖書学習会に入り込んで、黒人

(アフリカ系アメリカ人)を軒並み銃殺したという悲劇。奴隷制からくる人種偏見・人種差別構造が解決されていないことを思い知らされた事件である。

- (vi) リベリア共和国第二二代大統領であったチャールズ・マッカーサー・ガンケイ・テラー (Charles MacArthur Ghankey Taylor) は、無論、カナダの著名な政治哲学者であるチャールズ・テイラー (Charles Margrave Taylor) とは別人である。本稿では、両者の無用な混同ないし誤解を防ぐため、前者について、「Taylor」を「テラー」と表記した。
- (vii) 一八九四年にフランスで生じた、当時仏陸軍参謀本部に勤務した大尉のユダヤ人アルフレド・ドレフュスがスパイ容疑で逮捕された冤罪事件。ユダヤ人差別及び軍事秘密の壁に対して、ドレフュスは司法で無実を勝ち取った。

- (viii) ソフトローの実態・構造に関する日本における研究として、例えば、中山信弘(編集代表)・藤田友敬(編)『ソフトローの基礎理論(ソフトロー研究叢書 第一巻)』(有斐閣、二〇〇八)。また、北海道大学民刑法研究会において近年開催された、ソフトローの(国際商事法における)機能に着目した講演の翻訳として、ヘンリー・D・ゲイブリエル (Henry Deeb GABRIEL)、木戸茜(訳)「普遍的なソフトロー原則の展開——国際商事法におけるその利用——」『北大法学論集六五巻 二号(二〇一四) 一三三頁以下。わが国での紹介は、商事法的偏りがあるが、本来は、本稿で見られるような、もっと国際人権的な意味合いも強い。

- (ix) post-industrial society の語については、「脱工業化社会」、あるいは「脱産業(化)社会」、「ポスト工業(化)社会」などとも翻訳されるが、ここでは、DANIEL BEL, THE COMING OF POST-INDUSTRIAL SOCIETY: A VENTURE IN SOCIAL FORECASTING (Basic Books, 1973) の邦訳である、内田忠夫ほか(訳)『脱工業社会の到来——社会予測の一つの試み(上・下)』(ダイヤモンド社、一九七五年)を参照し、「脱工業社会」とした。

- (x) H・フォード(一八六三―一九四七)(フォード社の創立者)が、作り出したモデルT車に典型的に現れているような、大量生産・流れ作業で、効率的な工業生産を導くシステムを履践するもの。この生産・労働条件ないし消費システム(フォードイズム)は、二〇世紀特殊の工業生産ないし管理ないし大量消費方式として、注目された。

- (xi) ドローンとは、人が搭乗していない、無人での飛行が可能な航空機のことを指す。無人航空機 [Unmanned aerial vehicle] という。ドローンには全幅三〇メートルを超える大型から手の上に乗る小型までの様々な大きさのものが存在し、軍用・民間用いずれも実用化されているが、ここでは特に軍用の偵察機や攻撃機を指す。

- (xii) サイバー戦争とは、インターネット及びコンピュータ上で行われる戦争行為——国家によって組織された部隊やクラッカー等の集団により、敵対する国家、企業、集団、個人等のサーバやコンピュータを攻撃する行為——を指す。
- (xiii) ベラルーシ出身のポーランド系ユダヤ人の法律家（一九〇〇—一九五九）で、一九四一年にアメリカ合衆国に移民し、一九四四年の作品（*Axis Rule of Occupied Europe*）で初めて、ジェノサイドという言葉を用い、ジェノサイド会議を組織し、これがその後一九四八年の国連総会での承認に繋がった。
- (xiv) *Alien Tort Claims Act* も言い、一七八九年司法府法（*Judiciary Act of 1789*）の一部で、「合衆国の地方裁判所は、国際法または条約に違反して行われた不法行為に限り、外国人によって提起される民事訴訟の第一審管轄権を有する。」（28 U.S.C. § 1350 The district courts shall have original jurisdiction of any civil action by an alien for a tort only, committed in violation of the law of nations or a treaty of the United States.）なる文言を含み、これが一九八〇年以来国際人権法で活用されるようになり、補償領域でも注目されるようになった。
- (xv) 二一世紀になり、—その土地・人材・資源及び諸改革から—経済成長が注目されている新興国としてのブラジル、ロシア、インド、中国の四ヶ国に、二〇一〇年代には南アフリカ共和国が加わり BRICS となった。グローバル経済における新たな組織原理を示すなどとされる。
- (xvi) これは、M・ホルクハイマーが、一九三七年の W・ベンヤミンとのやり取りの中で述べたことである。彼は、過去の不正義は、填補できるものではなく、そのように考えることは「理想的」ないし「神学的」だとする。これに対して、ベンヤミンは、歴史は単なる科学ではなく、記憶を扱うものであり、神学的要素があると言う。CRITICAL THEORY: SELECTED ESSAYS (Continuum Pub. 1982) に収められている。

(1) MICHAEL MANN, *THE SOURCES OF SOCIAL POWER VOL. 1: A HISTORY OF POWER FROM THE BEGINNING TO A.D. 1760* (Cambridge U.P. 1986). 邦訳として森本醇・君塚直隆（訳）『ソーシャル・パワー——社会的なへ力への世界歴史(一) 先史からヨーロッパ文明の形成へ』（NOTT出版、二〇〇一）° MICHAEL MANN, *THE SOURCES OF SOCIAL POWER VOL. 2: THE RISE OF CLASSES AND NATION-STATES, 1760-1914* (Cambridge U.P. 1993). 邦訳として森本醇・君塚直隆（訳）『ソーシャル・パワー——社

会的なハカへの世界歴史 (二) 階層と国民国家の「長久一九世紀」(上・下)』(NOT出版、二〇〇五)。

- (2) Perry Link (translator), *China's Charter 2008* (<http://enrsforg/IMG/pdf/Charter08-2.pdf>), THE NEW YORK REVIEW OF BOOKS, January 15th, 2009.

- (3) 現代の人権パラダイムの多くの要素と同様に、本原則の起草者も法律家だったのであり、このことは関連する文書や制度の用語法や見解に非常に反映していることに留意されたい。「バッショーニ原則」としてかねがね知られている、このガイドラインは、オランダの人権派法律家テオ・ヴァン・ボーヴェン [Theo van Boven] によってかなり発展させられているが、その主唱者である、法學教授シェリフ・バッショーニ [Cherif Bassouni] にならったものなのである。

- (4) See, PRISCILLA B. HAYNER, UNSPEAKABLE TRUTHS: TRANSITIONAL JUSTICE AND THE CHALLENGE OF TRUTH COMMISSIONS (2nd ed) (Routledge, 2010).

- (5) Tim Egan, *Apologize for Slavery*, THE NEW YORK TIMES, June 19, 2015, <http://www.nytimes.com/2015/06/19/opinion/an-apology-for-slavery.html>.

- (6) ALEXIS DE TOCQUEVILLE, DEMOCRACY IN AMERICA (edited and translated by Harvey Mansfield and Delba Winthrop) (U. Chicago P., 2000) 257. 邦訳として、井伊玄太郎 (訳) 『アメリカの民主政治 (全三巻)』(講談社、一九八七) 松本礼二 (訳) 『アメリカのデモクラシー (全四巻)』(岩波書店、二〇〇五、二〇〇八) がある。

- (7) Karen J. Alter, *The Global Spread of European Style International Courts*, West European Politics 35.1 (2012), at 135-154.

- (8) Emile Durkheim, Individualism and the Intellectuals, in: EMILE DURKHEIM, EMILE DURKHEIM ON MORALITY AND SOCIETY (edited by Robert Bellah) (U. of Chicago Press, 1973) 46.

- (9) TOCQUEVILLE, *supra* note 6, at 535-539.

- (10) HANNAH ARENDT, THE HUMAN CONDITION (University of Chicago Press, 1958(1998)). 英語版の邦訳として、志水速雄 (訳) 『人間の条件』(中央公論社、一九七三／筑摩書房、一九九四)。独語版の邦訳として、森一郎 (訳) 『活動的生』(みすず書房、二〇一五)。

- (11) ERIC JOHN ERNEST HOBSPAWM, AGE OF EXTREMES: A HISTORY OF THE WORLD, 1914-1991 (Vintage, 1994). 邦訳として、河合秀和 (訳) 『二〇世紀の歴史——極端な時代 (上・下)』(三省堂、一九九六)。

- (12) ARLIE RUSSELL HOCHSCHILD, THE OUTSOURCED SELF: INTIMATE LIFE IN MARKET TIMES (Metropolitan Books, 2012).
- (13) See, DAVID GARLAND, THE CULTURE OF CONTROL: CRIME AND SOCIAL ORDER IN CONTEMPORARY SOCIETY (University of Chicago Press, 2001) 11-12.
- (14) PETER NOVICK, THE HOLOCAUST IN AMERICAN LIFE (Houghton Mifflin, 1999) 100.
- (15) MARY L. DUDZIAK, COLD WAR CIVIL RIGHTS: RACE AND THE IMAGE OF AMERICAN DEMOCRACY (Princeton U.P., 2002).
- (16) See, Jad Mouawad, *Shell to Pay \$15.5 Million to Settle Nigerian Case*, THE NEW YORK TIMES, June 8th, 2009; Peter Weiss, *Should Corporation Have More Leeway to Kill Than People Do?*, THE NEW YORK TIMES, February 24th, 2012.
- (17) CHARLES A. KUPCHAN, NO ONE'S WORLD: THE WEST, THE RISING REST, AND THE COMING GLOBAL TURN (Oxford U.P., 2012).

【訳者後記】

本稿は、二〇一五年六月二九日に北海道大学トップコラボ事業の一環として開かれた、北大法学会・民法理論研究会・法理論研究会・高等法政教育研究センター共催の研究会（これについては、北大法学論集六六巻四号（二〇一五）の「雑報」〔文責吉田邦彦〕も参照）における、ジョン・トーピー（John TORPEY）先生の講演原稿を訳出したものである。先生は、ニューヨーク市立大学（City University of New York: CUNY）社会学部大学院の社会学・歴史学教授であり、同大学院付属のラルフ・バンチ国際学研究所（Ralph Bunche Institute for International Studies）の所長も務められている。本稿の翻訳にあたって、拙訳を補訂し多くのご助言をくださった吉田邦彦教授（北海道大学）に、この場を借りてお礼申し上げる。